

## 平成21年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
指摘1	<p><b>○貸付金制度の廃止 (P23)</b>          貸付金は現年1年あるが、毎年再貸付を繰り返しているので、事実上は返済期限の定めのない貸付金であり、無利息であることを含めると補助金と変わりはない。センター設立当時、資金不足を補うために出来た時限的な優遇措置が、30年経過し当初の目的が薄らいだにもかかわらず、何ら見直しもせずそのまま現在まで存続してきたものと言える。</p> <p>平成21年3月末のセンターのキャッシュフロー計算書を見る限り、貸付金の返済は可能だと思われる。貸付金は補助金とは異なり、返済することが前提であるので、そのためにはまず貸付金返済計画書を作成する必要がある。それを基に、毎年計画書通りに貸付金が返済され期間終了後には残高ゼロになるように、区は長期的に検証していくべきである。</p> <p>区の財政援助団体と言っても、独立した法人である限り経営の自主性が求められる。先般行われた政府の行政刷新会議の事業仕分けでも、「シルバー人材センター事業」は縮減項目とされている。</p>	貸付金制度については、シルバー人材センターにおいて、決算時の経常利益等を参考にして貸付金の早期返済が可能かどうかをみて、年度の返済計画を作成し、総合的に廃止の可能性を検討していくことになっている。区において、その状況を把握し、包括外部監査報告検討委員会において、貸付金の縮減の年度計画を作成し検討していく。
指摘2	<p><b>○補助金支払時期変更の可否 (P23)</b>          補助金の支付は、従来から年2回、4月初旬と10月初旬に分割して総額の50%ずつが支払われている。しかし、平成20年に限り一回目70%、二回目30%と分割の基準が変更された。センターからは、次の様な説明を受けた。          「センター登録者の配分金(報酬)は、月末締め翌月14日払いとしているが、請求先からの入金の大半が翌月20日以後であり、大手契約先からの事業収入が減少した上半期、特に資金繋りが苦しい。そのため、4月支払分を従来の50%から70%に変更してもらいたい。」と。          区はセンターからの申し出に対して安易に応じてしまった印象を受けるが、本来はセンターの財務状況を詳細に検討した上で結論を出すべき事項であった。</p> <p>センターは、預金、特定資産合わせて8000万円以上保有しており、この程度の資金繋りの遅れは自助努力の範囲であると思われる。そもそも補助金の対象に、配分金は含まれていないのである。(管理運営費補助要綱別紙1)          センターと登録者の間に雇用関係はなく、登録者は請負または委任で働く個人事業主の立場なので、本来請求先から入金がなければ支払はできないのである。恒常に資金不足が続くのであれば、配分金(報酬)の支払日そのものを入金状況に合わせて変更するなど、センター内で改善することがあるのではないか。</p>	① 補助金支給割合については、20年度の1年限りの措置で、21年度は旧に復している。 ② 配分金支払い日については、23区のセンターのうち20区は月中旬(12日～18日)に設定しているが、今後、シルバー人材センターにおいて、会員及び発注者への協力要請を行い、協議が整えば支払い日を下旬にずらすことを検討していくことになっている。ただし、シルバー人材センターへの補助の減や民間スーパーからの受注の減などシルバー人材センターを取り巻く厳しい状況もある。区として、それらの状況を把握した上で、包括外部監査報告検討委員会で検討し、指導等を行っていく。
意見1	<p><b>○管理運営費補助要綱の見直し (P23)</b>          補助金の対象項目は、「社団法人江東区シルバー人材センター管理運営費補助要綱別紙1」に記載されているが、実際の経理上の科目と一致しない。例えば、家事援助事業委託費、就業開拓提供事業委託費、等の科目は、補助金対象になっているが別紙に記載はない。謝金に含まれるとの説明を受けたが、解釈するのが難しい。平成11年7月1日以後要綱は見直されていないので、実態に合わせて対応を考えて行くべきである。</p>	補助金交付の実態に合わせて、実際の支払いと経理上の科目等との照合を行い、現在は無い家事援助事業委託費や就業開拓運営費等の科目について、要綱に加えるなど、「社団法人江東区シルバー人材センター管理運営費補助要綱」について必要な改正を行っていく。
意見2	<p><b>○事務費値上げの可能性 (P24)</b>          センターの平成20年度要約事業活動報告書は表Ⅲ-1のとおりで、現状で648万円の経常利益が生じている。          しかしながら、前述したように行政刷新会議の事業仕分けにより、「シルバー人材センター事業」は縮減項目にあげられており、区としてもこの点を考慮しながら、今後のシルバー人材センターへの支援体制を考えいかなければならない。受取会費、受取補助金に大きな期待をかけられない以上、タイミングを見て受取事務費の料率引き上げも検討しなければならないのではないか。</p>	シルバー人材センターでは、新公益法人への移行を踏まえ、会費を改定するとともに、センター事業を安定して継続できるよう収益強化を目指していくとしている。また、今後の社会経済状況を踏まえて受取事務費の料率引き上げについても検討を進めていくとしている。区においては、それらの状況を把握した上で、包括外部監査報告検討委員会で検討し、受取事務費の料率引き上げについて、必要な指導等を行っていく。
意見3	<p><b>○事務局の職員採用 (P26)</b>          管理運営事業における事務局給与等は、現在の要綱では全額補助金の対象になっている。従って、職員が増員されれば自動的に補助金は増加する関係にあるので、採用については十分注意を払わなければならない。このことは、平成21年度において、事業費補助金の当初予算が増員により約10%アップしていることでも明らかである。          今後の人員採用にあたっては、社協の長期的な事業計画、要員計画を基に判断することが必要であり、一時的な人員不足による安易な増員については、極力抑えなければならないものと考える。</p>	社協は、職員の定数を48名と定めているが、職員人件費は区からの補助金及び委託料により賄われており、職員数の増加は区の負担増に直結することから、より効率的で効果的な事業執行の見直しと職員数の適正な配置を検討をするよう要請していく。
意見4	<p><b>○補助金一括払いの当否 (P27)</b>          区は補助金を年度初めの4月に全額前払いしているが、内容が給与、諸手当、法定福利費等、日々発生する費用であることを考えると、適正ではない。他の補助金あるいは委託料同様、年4回程度の分割払いに変更することが望ましい。          また、補助金は年度終了後精算が行われるが、実施は5月中旬であり、一方4月の人件費支払の原資がないため、翌年度補助金は4月初旬に支払われる。すなはち前年度補助金の精算が終了しない中に、翌年度補助金が支払われており、管理上は好ましくない。          次年度補助金の支払時点と前年度補助金の精算時点は同時が理想であるが、同時に無理だとしても、できるだけ期間を空けないことが望ましい。</p>	社協補助金の交付方法については、社協事務局担当者と協議を行い、所要額を勘案して平成22年度から人件費分について四半期毎の年4回支払に変更する。 また、新年度事業開始4月1日から出納閉鎖期間(5月31日)まで2か月の間、社協に対する補助金が前年度と当該年度の重複していることについては、社協事務局へ経費確定後速やかに事業実績報告及び精算を実施するよう要請し、重複期間の短縮を図る。

## 平成21年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
意見5	<p>○退職手当積立金に係る補助金の支給時期 (P28)          区は、財政援助団体である社協の職員の退職金について、100%補助金を支出することにしている。このことは、表Ⅲ-2-3において、退職金支出額Bを退職手当積立預金Aから控除していることからも明らかである。そして、毎年の補助金の支出額は、常に在職者の退職金支給額の40%が社協の退職手当積立預金として積立てられるように計算されている。          実際の退職金の現金による支出は、社協職員が退職した時に発生するもので、退職する前に区が補助金として支出するのは、退職金支払資金の前払いと言える。社協に退職手当積立預金として資金を積み上げるために、区が補助金を支出する必要性ではなく、社協職員の退職が発生する都度、当該退職金を全額補助金として支出するほうが、資金の流れが明解ではないか。          社協の預金等の明細は、表Ⅲ-2-4のとおり潤沢である。従って、定年退職者の退職金については、退職予定年度の補助金として予算化し、自己都合退職者の退職金については社協でいったん立替支給し、翌年度の補助金として区が社協に支給することで足りるのではないかと考える。</p>	<p>退職手当については、区が全額助成することとしている。多数の退職者が発生する場合の区の単年度の財政負担を標準化するため、積立金は必要であると認識している。積立額については、財政課と社協との申合せにより退職引当金の4割と設定しているが、高齢福祉課を含め3者による検討が必要である。</p>
意見6	<p>○事業活動収支不足額の負担方法 (P30)          運営費補助金が支払われるのは、職員人件費及びボランティア保険料相当額の範囲であり、事務費・事業費は対象外とされている。これは、元々ボランティア活動そのものが、自動的に草の根運動的に発生したものが多く、それについてすべての費用を区が負うのは、運動そのものの趣旨と異なるのではないかという考え方からきている。その結果、事業活動収支差額は常にマイナスとなるので、その不足分は社協本部が資金負担することにより、最終的に収支均衡させているのが経営の実態である。そのため、今後も不足分について社協本部が資金負担することを前提にすると、社協本部は常に一定の利益を確保しなければならなくなり、ボランティア・センターの安定した財政状態が求められる。          ボランティア活動といっても、朗読、傾聴から高齢者施設での介護補助、ハンディキャップ貸出事業、災害援助等様々な分野にわたり、それを担う人も若者から高齢者まで幅広く、社会活動の大きな流れとなっている。従って、財政面でしっかりと裏付けがないと、活動そのものが立ち行かなくなってしまう可能性もある。ボランティア・センターにおける事業活動収支差額のマイナスを、どこが負担するかというのは、センターの運営上大変重要な問題であり、今後も継続して関係者と協議を行っていくことが必要である。</p>	<p>ボランティア事業は社協の独自事業であり、区は人件費とボランティア保険の費用を補助し、その他の経費は社協が負担しているが、事業費決算では、社協保有財産の減価償却分を赤字として計上している。区は、現時点において、その他経費と同様に社協が社協保有財産の減価償却分についても負担すべきものと考えており、社協事務局も同じ認識である。</p>
意見7	<p>○帳簿閉鎖期間終了後の委託料精算（平成19年度） (P31)          要精算残高5,296千円は、帳簿閉鎖期間中の調整項目として取り扱われるもので、委託料は23,169千円に減少されるはずであったが、区の決算書では28,465千円のままであった。一方、社協では上記精算残高を平成19年度決算に反映しており、区からの受託収入は23,169千円に修正されていた。その結果、平成19年度末において、本来一致すべき区の歳出項目である委託料と社協の受託収入が、5,296千円不一致のまま決算が終了してしまった。          区は平成20年6月30日に、5,296千円の返還を社協から受けたが、帳簿閉鎖期間が終了していたため、平成19年度の決算に折り込むことができず、平成20年度の諸収入として計上した。この金額は当初予算には計上されていなかったため、平成21年3月13日の平成20年度補正予算で、正式に歳入として承認された。          このようなことが何故発生したのか詳細は不明であるが、帳簿閉鎖期間における決算の基本的事項なので、区の事務管理体制の強化を望みたい。          なお、平成20年度末においては、このような差額は発生していない。</p>	<p>事業委託料の精算は、当該年度の出納閉鎖期間中に精算すべきところ、「あんしん江東」が開設した初年度ということで事業に追われ精算時期を逸してしまったため、翌年度の歳入(雑入)で会計上の処理を行った。今後はこのような過誤が起こらないよう留意し事務執行に当たっていく。</p>
意見8	<p>○委託料概算払いの時期 (P32)          区と社協との間で締結された事務委託契約書によると、区は毎年4月末に当年分委託料の概算払いをしており、平成21年度分も21年4月末に全額支払われた。表Ⅲ-4で明らかのように、委託料は権利擁護センターで発生する人件費・事務費・事業費の予算に基づいて計算されるが、その中の90%は人件費である。従って委託料を全額前払いするということは、人件費を前払いすることに等しく、社協の資金支出の実態からは適当ではない。          権利擁護センターは設立から間もなく、資金繰りに余裕が無いことも予想できるが、他の高齢者福祉施設での委託料と同様、年4回程度の分割払いに変更することが妥当である。</p>	<p>社協事務局担当者(権利擁護推進センター)と協議を行い、平成22年度以降の人件費については、一括交付から四半期毎の年4回支払に変更する。</p>
指摘3	<p>○双方代理の外観性 (P32)          平成21年度の事業委託契約書を開覧すると、契約当事者は、区側が江東区長 山崎孝明、権利擁護センター側が社会福祉法人江東区社会福祉協議会会長 山崎孝明となっており、外観上は双方代理の様相を示している。          このような場合、区側の契約当事者を副区長に変更するなどして、双方代理の誤解を避ける工夫をしていたが、権利擁護センターとの事務委託契約締結においては失念したとのことであった。契約締結にあたっては、例え区の財政援助団体だとしても独立した一つの法人であるから、外観上の整合性についても充分注意しなければならない。</p>	<p>平成22年度より、権利擁護センターの事業委託契約については、契約当事者は、社会福祉法人江東区社会福祉協議会副会長名で契約を締結する。</p>

## 平成21年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
意見9	<p>○<b>指定管理者の適格性 (P35)</b>          区は平成18年度の指定管理者制度導入により、老人福祉センターの指定管理者として、区の財政援助団体である社協を選定した。選定にあたっては公募が原則とされている(公の施設に係る指定管理者の指定手続条例第2条)が、同6条において非公募で出資法人等を選定できる場合がいくつか規定されており、それに基づき区は社協を選定した。すなわち、「施設利用者の待遇・援助を目的とするため、利用者等との高度の信頼関係の構築が求められる施設で、当該施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、安定した行政サービスの確保と事業効果が相当程度期待できる場合」に該当するとの判断である。しかし言い換えれば、現状における課題の分析や指定管理者としての適格性の検討がされることのないまま、職員への雇用の配慮などから非公募により、従来の管理受託者である社協が指定管理者として選定されたということである。          指定管理者制度導入の効果としてコスト削減が挙げられるが、委託料は増加傾向にあり目的は達成されていない。5年間の第一次指定管理期間は平成23年3月31日に終了するが、第二次指定管理者として社協が選定されるためには、指定管理者の目的であるコスト削減はもちろんのこと、行政サービス向上においても、具体的な効果が生じることを明確にしておくことが必要である。</p>	<p>老人福祉センターの指定管理については、23年4月からの指定管理替えに合わせ、3センターを一括に、公募において指定管理者を募集する手続きを進めている。</p>
意見10	<p>○<b>社協代表者としての適格者 (P35)</b>          区と社協との指定管理者基本協定(5年間)、年度協定書(1年間)を閲覧すると、2件とも区側捺印者は区長、社協捺印者は会長職務代理者副会長で、外見上双方代理の疑義はないように見える。しかし社協の法律上の代表者はある会長は区長があるので、書類上だけ職務代理者を契約者として立てても本質的な問題の解決にはならない。          社協においては、永年歴代の区長が代表者である会長の職位に就いており、社協と区との密接な関係、日常活動における対外的知名度の必要性などから、止むを得なかったものと思われる。また、指定管理者制度では、地方自治法上の正副首長、議員、行政委員会委員の兼業禁止が適用されず、兼業は必ずしも違法とはされていない。          しかしながら団体のあるべき姿を考えた場合、管理する側(区)と管理される側(社協)の代表者が同じであるというのではなく、区からの受託金、補助金收入の合計が8億円を超えていることを考えて、外観的独立性の観点からは好ましいものではない。区長が社協の代表者でないと明らかに経営責任を果たせないなど合理的な理由がない限り、経営能力を有する役員の中から代表者を選任すべきであると考える。</p>	<p>区と社協の代表者が同一であることについては、法的には問題がないと考えているが外観的独立性の観点からその解決の方策について今後研究・検討していく。</p>
意見11	<p>○<b>福祉会館と老人福祉センターの役割分担 (P38)</b>          福祉会館は高齢者の居場所作り、老人福祉センターは高齢者対象の各種教養講座の提供と基本的コンセプトは違うが、共に高齢者の憩い、生きがい、教養娯楽、健康づくりなどの機能を果たしているところは共通している。最近は、福祉会館では介護予防グループ活動事業、老人福祉センターでは介護予防体力アップ事業と、両者とも介護予防事業を共通して実施するなど、機能面では区別がつきにくくなっている。          さらに、区は基本構想、長期計画及び高齢者保健福祉計画で、今後、地域福祉の推進、ネットワーク化を進めて行く構想を持っている。この実現のために福祉会館、老人福祉センターの役割が重要で、両者を一体として活用していくことが必要であるとも考えている。          福祉会館、老人福祉センターと言っても、地元住民にとって機能面で明確に区別できる基準を持ち合わせている訳ではない。むしろ自宅から至近距離に施設があるかどうかが利用を決める大きな理由だと思われる。福祉会館、老人福祉センター両施設を合わせたところで、住民にとっての施設の使いやすさ、特徴、有効性など幅広く考えることが必要である。          そのためには、福祉会館は区の直営、老人福祉センターは江東区社会福祉協議会への指定管理という現在の異なる運営形態は効率的ではなく、どちらかに統一する可能性を考えるべきである。その場合「公から民」への流れは変えないので、福祉会館にも指定管理者制度を導入するというのが現実的な選択肢であろう。          福祉会館7か所、老人福祉センター4か所の合せて11か所が指定管理者の対象先になるというのは、事業規模としても相当大きなものである。事業者選定にあたっては非公募で行うのは無理であり、一般公募による競争入札によって広く候補者を求めることが必要になってくる。</p>	<p>高齢者保健福祉計画の基本目標の一つである「みんなが支える人の輪づくり」の実現を図るために、地域福祉推進の一環として、地域福祉のネットワーク化を進めており、その活動拠点として福祉会館・老人福祉センターの活用と両者の連携が必要であると考えている。22年度に老人福祉センター及び福祉会館の役割分担、位置づけの検討を行う予定であり、その結果を踏まえて対応していく。</p>
意見12	<p>○<b>福祉会館の改修計画 (P38)</b>          平成19年度は千田福祉会館、平成20年度は亀戸福祉会館、大島福祉会館の改修工事が終了し、平成21年度は福祉会館の改修計画はないので、一連の改修計画は一段落したところである。          表Ⅲ-6-2で明らかなように、福祉会館の改修工事には多額の資金が必要である。区所有の建物については、建設してから一定の年度が経過すると、自動的に修繕あるいは改修対象の建物として抽出され工事が実行される。          今後福祉会館の改修計画が出てくる場合には、単に物理的な面だけを捉えるのではなく、機能面特に老人福祉センターとの関連性を考えて、検討する必要があると思われる。</p>	<p>長期計画の中で福祉会館、老人福祉センターの改修計画が盛り込まれており、両者の関連性も含めて計画的に検討していく。(平成22年度:東砂福祉会館、平成23年度:古石場福祉会館の予定になっている。)</p>

平成21年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
意見13	<p>○清掃業務実施状況の確認 (P40) 清掃業務に関しては清掃基準表が作成されており、作業箇所別に作業内容が詳細に決められている。更に清掃業務の実施頻度(1日2回、1ヶ月に1回等)も事細かに記載されている。 実際の清掃業務は清掃基準表に沿って行われるが、センターでは専従管理人を置いていないので、実際の作業に立ち会う者はいない。高齢福祉課の職員も、業者からの依頼がない限り直接作業現場に立ち会うことではなく、作業終了後に業者から作業終了報告書を受領することによって、業務終了と判断している。 清掃業務の範囲は広く作業内容も詳細なので、作業の全部に立ち会うことは無理であろうが、業者の業務内容を点検・牽制する意味からも、その一部に立ち会うことはできるのではないか。小さなことの積み重ねが全体のコスト削減に繋がることを、理解しておくことが大事である。</p>	清掃作業の実施状況については、作業の立ち会いや実施後のチェックなど、確認の方法や時期等について区と社協で検討する。
意見14	<p>○高齢者総合福祉センターの内装設備 (P40) 高齢者総合福祉センターの建物の内装は重厚で、特に床は絨毯張りで豪華な作りになっている。これはセンターの建物そのものが、オープン当時江東区全体のケアサービスの中心拠点として考えられていたことと関係している。その後、介護保険制度の導入などで計画が変更され、当初の構想はなくなり現在の形態になったものである。 センターは、江東区のほぼ中心部に位置し、江東区役所にも近く施設の立地としては恵まれたものといえる。このような建物が今のような各施設が混在する形だけで良いのか、最も有効的な利用方法はどのようなものか、考えいかなければならない問題である。 また、センター会議室利用者から、絨毯床は机移動などの場合不便で、掃除もし難いので、フローリング床への変更希望があることを聞いている。今すぐには難しいかも知れないが、建物の改修・修繕などの場合には、改めて検討を要する問題である。</p>	大規模改修施工時に施設利用者の意向を踏まえて検討する。
意見15	<p>○予算流用の件 (P41) 平成20年度の光熱水費の中、上下水道料金について委託料との間に予算の流用(科目充当)が行われていた。 浴室の水質に関して最近行われた保健所の検査で、細菌の発生を防ぐため水の交換を毎日(従来は4~5日に1回)実施するよう指導があった。指導事項について、区はすぐに実行したが、光熱水費の予算が約400万円不足していたため、委託料の予算未消化分を流用することで支払いを行った。年度末の補正予算にも間に合わなかったため、科目的流用はやむを得ない措置であったとの説明を受けた。 予算執行において費用の流用が絶対認められていないわけではないが、安易にこれを認めると、予算制度の目的そのものを曖昧にしてしまう。今回の保健所の指摘は、従来から言われてきたことであり、それによる光熱水費の増加分については事前に予算化すべきであった。</p>	保健所の検査・指導により、夢の島いこいの家の浴槽の水質保全が必要となった。浴槽の全換水には多額の経費が必要であり、結果として、年度内の流用となつたものである。
意見16	<p>○送迎バス運行会社の選定方法 (P42) 委託料の中、金額的に大きな部分を占めるのが、送迎バス運行業務委託料である。大型バス1台及びリフト付マイクロバス1台(定員26名、身体障害者等の団体利用を対象としており、予約制で運行)の契約で、年間2500万円近くの支払がある。表Ⅲ-8-1のとおり運行は休日を除き毎日で、1日午前2コース午後2コースの計4コースで、区内2拠点から夢の島いこいの家まで往復しており、隔日にコースは変更している。 契約期間は1年間で毎年更新であるが、運行会社は平成5年4月1日以来同一業者が選定されている。車両に特殊な仕様を施すなど相当の投資を行わせているため、他社への変更は難しい状況で、事実上は随意契約と言える。一定の金額を超える発注業務に関しては、たとえ結果は同一業者になるとしても競争入札を行うのが原則である。</p>	夢の島いこいの家の送迎バス運行会社の選定について、平成22年度の契約から、仕様書を見直し、競争できる条件を整え、競争入札を行っていく。
意見17	<p>○接客業務委託業務 (P43) 平成20年度委託料の中に、接客業務委託料465万円が含まれているが、実質的には人件費である。接客業務とは、歩行困難な利用者の出迎え・見送り、お茶出し及び茶碗洗い、粗相始末、風呂脱衣場清掃などで、當時3名の委託業務職員を配置して行なっている。また、3階部分には休養室、会議室などがあり、利用率は低いものの清掃業務は発生し、委託業務職員が共有部分も含めて清掃を行うことになっている。 平成21年8月において一日平均利用客数65名(最高は103名(カラオケイベント開催日)、最低は22名)の現状でも、これだけの人員によるサービスが発生するということである。団体客が来館しない限り忙しいとしても送迎時だけであろうし、清掃業務については別途契約しているので、人員配置に関しては正規職員も含めて効率的な方法を考えるべきである。</p>	夢の島いこいの家の接客業務委託について、その必要性について見直し、平成22年度の契約から接客業務委託をはずして、夢の島いこいの家の職員で対応していく。

## 平成21年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
意見18	<p>○夢の島いこいの家閉館について(P47) 以上の経緯及び調査の結果、施設の再整備について「極めて困難である」との結論に達したため、区は新設される総合施設グランチャ東雲に同様の施設を設置することで、夢の島いこいの家閉館問題を終結しようと考えている。その内容は、総合施設グランチャ東雲の平成23年4月1日オープンに合わせ、夢の島いこいの家は平成23年3月31日をもって閉館する。そしてメタンガス発生など施設の継続的運営が困難になる事象が発生した場合には、前倒しで閉館するというものである。</p> <p>この件に関しては、区内部の協議・調整はすでに終了しており、利用者・関連業者等への説明も開始している。しかし、閉館について未だ区の正式な機関決定がなされておらず、区民に対しての発表も行っていない。利用者・関連業者・職員等へ大きな影響を与える、一般区民においても関心事であるので、閉館(閉館時期・閉館理由等含む)に関して区が正式に機関決定し、それを速やかに区民に知らせることが重要である。</p> <p>特に、夢の島いこいの家閉館と総合施設グランチャ東雲内の老人福祉施設設置は、明確に区分すべき問題であり、単なる夢の島いこいの家の機能移設として捉えてはならない。もし、この点が不明確なままだと、現在夢の島いこいの家が有している運営上の問題(例:定員規模に対する利用者の少なさ、利用者の地区別偏り、非効率な運営コスト等)が、そのまま総合施設グランチャ東雲の老人福祉施設に引き継がれてしまうので、充分注意しなければならない。</p>	<p>夢の島いこいの家の閉鎖時期については、① 現在の利用者からの引き続き利用したいという要請があること。② 南部地域に代替できる高齢者福祉施設が少ないとことなどから、平成23年3月末に閉鎖することとしている。(グランチャ東雲は23年4月開設予定)</p> <p>メタンガスについては、定期的な計測を行っており、現在は問題ない状況にある。しかし、メタンガスの計測結果や地震などにより、今後、当該施設の継続的利用に何らかの問題があると判断した場合は、閉鎖予定時期前に閉鎖することもありえると考えている。なお、その場合は、閉鎖時期について早急に機関決定し、議会及び区民に周知する。</p>
意見19	<p>○年間運営費の予測(P50) グランチャ東雲の総事業費は37億円、用地費を含めると53億5000万円と予測されている。一方、施設オープン後の年間運営費については、まだ概算金額でしか把握できていない。グランチャ東雲(3階～7階部分に限る)の床面積は3,730m<sup>2</sup>で、これは老人福祉センター4か所の面積の合計3,334m<sup>2</sup>とほぼ等しいので、区は発生経費も同程度の金額を予測している。すなわち、平成20年度の老人福祉センターへの管理運営委託料は約2億円とされており、グランチャ東雲の3階～7階部分も指定管理者による管理委託業務の対象となるので、同程度の管理運営委託料を考えている。</p> <p>しかし、グランチャ東雲の建物の規模、構造は、建設されてから相当期間経過している老人福祉センターとは異なり、一方プール設置等により、水道光熱費等建物維持管理の費用だけでも、大幅な金額の上昇が予想される。</p> <p>更に、利用者増加のために送迎バスの増便、教養講座の開設等が検討されているので、運営費全体について増加することは確実である。</p> <p>正式の予算作成は平成23年度からであるが、区の財政に大きな影響を与える事業であるので、できるだけ早い段階で、グランチャ東雲の3階～7階部分について、年間の管理・運営費を算定すべきである。</p>	<p>現在、府内の検討会において、児童・高齢者総合施設で実施される各種イベント・事業運営等の検討に加えて、本施設の年間管理・運営費の算定の検討を進めている状況にある。平成22年8月～9月には委託料の算定額が確定する見込みである。</p>
意見20	<p>○利用者の増加(P50) グランチャ東雲で行われる事業を成功させるためには、利用者をいかに集めるかが重要である。特に北部地区の住民の利用率を上げていくことが最大のポイントである。 例えば次の様な事項について、関連部署により真剣に検討していかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 送迎バスの運行ルートの変更、運行回数の増加</li> <li>② 充実した教養講座</li> <li>③ 健康器具、マシンの導入</li> <li>④ 魅力あるイベントの実施</li> <li>⑤ 利用料金の見直し</li> <li>⑥ グランチャ東雲利用に関する広報活動</li> </ul> <p>①の送迎バス運行に関しては、夢の島いこいの家で実施しているが、施設の立地もあり南部地区的利用者に限られている。北部地区的利用者を増加させるには、きめの細かいコース選定を行うとともに、増便も視野に入れなければならないので、コストの問題も重要なってくる。</p>	<p>意見のあった事項については、次のような内容で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 送迎バスの運行ルートについては、北部地区的住民の利用を考慮して、運行ルートの一部変更を予定している。また、バスの増便も視野に入れて検討していく。</li> <li>② 教養講座については、特色のある各種講座の開催を予定している。</li> <li>③ 健康器具、マシンの導入については、健康づくりに役立つマシンを導入について予定している。</li> <li>④ 魅力あるイベントの実施については、季節にあったイベント(おまつり、コンサート)や交流イベントなどの開催を予定している。</li> <li>⑤ 利用料金の見直しについて 利用料金の見直しについては、これから使用料検討委員会で検討する予定である。</li> </ul>
意見21	<p>○特養ホームに対する区の管理体制(P53) 施設整備費が20年間の分割払いになっているのは、運営法人の借入金返済期間20年に合わせたという意味もあるが、特養ホーム完成後も20年間区がその管理、運営の実態を把握できるという理由もあった。その意味から言うと、現在の区の管理体制は充分機能しているとは言えず、特養の現地調査により発見された問題について、区は充分な対応をしていなかった。</p> <p>少なくとも、特養ホームを運営する社会福祉法人に関しては、決算期毎に決算書・事業報告等を入手して内容を検証し、経営状況及び財務内容に関する異常点の有無を確認する必要はある。もし特養ホームの経営が困難に陥り、利用に制限が出るようになれば、不利益を被るのは利用者であり、区の監督責任が問われる可能性もあるからである。区の管理・指導体制の一層の強化が望まれるところである。</p>	<p>社会福祉法人については、東京都が法令上の監督権限を有しており、運営等について指導を行っているところであるが、今後、区の補助法人であり、また区民が入所している施設については、決算書・事業計画書等を分析し、当該法人の財務状況等の変化の把握に努める。</p>

## 平成21年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
意見22	<p>○補助金の支払基準(P53)</p> <p>補助金のうち、平成19年度を以って廃止された用地取得費は用地取得年度に支払われる。施設整備費は工事完成時までの進捗にあわせて支払う部分と、20年間の分割払い部分に分けて支払われる。補助金の支払金額の割合を、工事完成時までと工事完成後に分けて見てみると、後述する表Ⅲ-10-2から表Ⅲ-10-8で明らかなように、施設ごとにバラバラで一定していない。工事完成時の支払割合が一番高いところは92.4%、低いところは13.2%、工事完成後の分割払い(3年度～21年度)で一番高いところは86.8%、低いところは7.6%と極端な差がある。</p> <p>この割合は、その時の財政状態を基に区が決定するという事であるが、このような恣意的な決め方を、今後も続けていくことは疑問である。初年度に支払われる補助金の多寡が、特養ホームを運営する社会福祉法人の、その後の財務状況に大きな影響を与えるからである。補助金20年分割支払の妥当性も含めて、補助金について合理的な支払基準の設定を検討すべきではないか。</p>	<p>平成9年度以降、施設需要の対処と区の財政負担を勘案し、事業者との協議のうえ、施設の出来高分と20年の分割分の補助割合を設定してきたところである。本年3月に区内13番目の特別養護老人ホームがオープンし、一定の施設整備が進んだ状況となり、これまでの様に連続して大規模な施設整備が連続することはないと考えるが、一方で認知症高齢者グループホームなど地域密着型施設の整備需要があり、また今後の経済状況の変化に伴う区財政の負担力にも対応し、さらに事業者の財務状況も考慮しつつ施設整備を進める必要がある。こうした点を勘案しながら、合理的な補助割合の設定について検討していく。</p>
意見23	<p>○補助金総額の情報開示(P53)</p> <p>区は予算説明書において、債務負担行為(継続分)として予算年度以降支出予定額を開示しているが、債務負担行為とは「次年度以降の支出額」を意味するものであり、初年度の支出額は含まれていない。よって、ある施設を整備するために、区から総額でどれだけの補助金が支出される予定であるかという全体像は、予算説明書だけでは把握できない。</p> <p>特養ホーム等整備事業は多額の補助金が支出され、区民の関心も高いものと考えられる。何らかの形で施設ごとの全体像を情報開示できないか、検討が望まれる。</p>	高齢福祉課 施設整備にかかる補助総額の表示については、予算ノートなどへの登載について検討していく。
意見24	<p>○短期入所（ショートステイ）の運営(P54)</p> <p>短期入所の需要は多く、平成20年度では延べ希望者数7,583名に対して当選数6,564名で、1,019名の落選者が発生している。このような状況の中、短期入所利用率実績が、区平均と比較して著しく低くなっている短期入所施設が散見された。</p> <p>区は補助金を交付して整備された区民共有の財産であるという認識から、短期入所の利用率向上のための支援や指導を行っている。一部では改善が見られるものの、依然として低調に推移している施設があることから、更なる支援や指導を強化すべきである。</p>	高齢福祉課 区内のショートステイは11施設、172床で、本年3月に1施設30床がオープンする。抽選の当選状況は平成21年度は12月末で91%の当選率であるが、延べ床数に対する利用率は77%と低調である。これは利用需要が一定時期などに集中していることが要因である。一方、施設ごとの利用率では、一部で低調な施設もあることから、ショート相談員会議等を通じ低利用率の要因の分析を行い、利用率向上のための指導や支援を検討していく。
意見25	<p>○特別養護老人ホーム入所調整(P54)</p> <p>特別養護老人ホームには、従来からある多床式(相部屋)の施設と、ユニット式(全室個室)の施設がある。ユニット式の施設は同規模の多床式の施設と比較して、より多くの職員を配置しなければならず、介護保険制度上でも入所者の負担額が高く設定されている。多床式の施設の多くは入所者の国民年金のみで賄えるが、ユニット式の施設は入所者の国民年金のみでは賄えず、差額の負担が発生する。</p> <p>区は「江東区特別養護老人ホーム入所調整実施要綱」に基づき、各施設の請求に応じて入所希望者を推薦しているが、現状ではユニット式の施設が入所希望者に対して入所案内・施設見学等を行った後に、入所希望者の家族が年金と自己負担額との差額を負担しなければならないことを知って、入所を保留したり断念したりするケースが発生している。このような状況になると、施設にとってはベッドが空く期間が延びるために収入が減り、入所希望者は有効期限のある書類の再取得など必要な手続きを行わなければならない。区は入所申込受付時に自己負担概算額を提示するなどして、入所希望者及びその家族に対してユニット式の施設と多床式の施設の違いを充分説明し、入所希望者の意向を推薦に反映させるのが望ましい。</p> <p>また、「江東区特別養護老人ホーム入所調整事務処理要領」において、区内特養は隨時男女各2名、計4名を上限に入所待機者を区に請求できることとなっているが、区は施設の状況を勘案した上で、5名以上の名簿に優先順位をつけて推薦する場合もあることである。空きベッドができる前に施設が区に入所待機者を請求して、面接など必要な手続きをすませ、当該施設のみの入所待機者として準備する取り扱いについても、事務処理要領には記載されているが一部の施設に周知されていない。</p> <p>事務処理要領の内容を実態に合わせて見直し、全ての施設に周知させる必要があると考える。</p>	高齢福祉課 特別養護老人ホームの必要経費については、国の示した標準的な負担額の情報を提供しているが、現在、各施設の重要事項説明書に記載されている経費を調査しており、入所申し込みにおいて施設ごとの経費の目安を提示できるよう対応していく。 また、入所に当たっては、事務処理要領に基づき施設の希望により男女各2名の入所希望者を推薦しているが、円滑な入所手続きができるよう事務処理要領の内容周知の徹底を図っていく。
意見26	<p>○未開所ユニットについて(P61)</p> <p>東雲芳香苑は、平成19年4月の開所当初から必要な介護職員が確保できず、運営開始後も入所受入れができないユニットが存在していた。区は介護職員確保を目的とした就職説明会を開催するなどして、施設の全ユニット受入れを支援し、法定の人員配置を満たすところまで職員は確保できた。しかし、良質で安定した介護サービスを提供するためには、依然として人員が不足している状況であるとの認識のため、平成22年1月時点においても、1ユニットが受入れできていない状態である。</p> <p>区内で1千人を超す入所希望者が待機している中、多額の補助金を支給して建設された施設が、一部受入れできないのは問題である。区として更に支援することが望まれる。</p>	高齢福祉課 区としても特別養護老人ホームの入所希望者が増加している状況の中で、未開設のユニットがあることは問題であると認識しており、これまで介護職員の確保を支援するため平成21年度から合同就職説明会の開催や福祉インターナーシップの導入のほか、職員用住宅の家賃補助制度を立ち上げたところである。国も処遇改善交付金制度の導入など介護従事者の処遇改善の支援を強化しており、こうした支援事業の活用を促し、一日も早い開所に向けての人材確保を事業者に求めていく。

## 平成21年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
意見27	<p>○区外特養ホームの管理について (P63) 総額11億8847万円の建設助成金を支出している区外特養ホームについて、確保したベッド数は江東区民が優先して入所できることになっており、区は死亡等による退所時の報告を施設に求め、また認定申請状況調査対象者リストで入所人數の確認を行っている。 しかし、建設助成金支出の趣旨に鑑みても、確保したベッド数が確実に江東区民に提供されていることを定期的に検証すべきである。</p>	建設費を補助し、特別養護老人ホームのベッドを確保している区外施設の区民の入所状況については、現状では適切に行われているが、今後もこうした状況を担保するため、年に2回、定期的に入所状況を確認していく。  高齢福祉課
意見28	<p>○建築費の上昇への対応 (P65) 建築基準法の改正、建築資材の高騰など想定外のことが発生し、このことにより建築コストは大幅に上昇した。補助金の金額には変更がないので、コストアップ分はすべて運営法人の負担となり、施設オープン前にもかかわらず、経営的には相当厳しいハンデを背負ったものと思われる。 区としてもこのことを充分考慮に入れて、運営法人の経営に关心を持っていく必要がある。</p>	社会経済状況の変化に伴い、今後も施設の建設コストも変化していくものと考えられ、こうしたことが高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における施設整備の誘致に支障を生じることも懸念されるところである。法人の資金調達能力やコスト削減努力と区の財務負担や国や都の補助の見直し状況を勘案しながら本区の補助制度についても適時見直しを行うと共に、開設後の法人の財務状況の変化についても把握していく。  高齢福祉課
意見29	<p>○亀島の選定委員会一次審査基準の妥当性 (P66) 一次審査で第2位だった甲社会福祉法人が、二次審査で第1位となり、合計点でも第1位となって事業者として選定された。一方、一次審査で第1位だった乙社会福祉法人は、二次審査で最下位だったため合計でも第2位となり、事業者として選定されなかった。 乙社会福祉法人はその後経営困難に陥り、平成20年度には経営者が交代し、新しい経営陣のもとで現在懸命に経営再建に取り組んでいる。もし乙社会福祉法人が事業者に選定されていたとしたら、乙社会福祉法人の財政状態から考えて、更に経営は悪化していたものと思われる。 一次審査段階での専門委員である中小企業診断士による財務関係分析資料でも、収益性、安全性、成長性等の点において、乙社会福祉法人の得点は低い。 このような法人が一次審査で第1位になるのは、一次審査での書類審査項目及びその配点構成が、社会福祉法人の実態を表していないということである。 例えば、①の法人の経営・運営状況にある「資金の安全性」の配点は僅か140点で、収益性、成長性など他の財務データを併せても420点であり、一次審査での満点2,540点と比較すると、その占める割合は極めて低い。 一方、「区への貢献度」の配点は乙社会福祉法人のみ120点他法人は0点なので、ここで差が出る結果となっている。 ③の施設整備・運営関係は配点の大部分を占めるが、既存法人の得点が高くなるようになっており、新設法人の得点が難しくなっている。特別養護老人ホーム建設において巨額の事業費がかかる現状を考えると、区内から優先して事業者を募集するのは限界で、現に今回区内から公募に応じた社会福祉法人は、乙社会福祉法人のみであった。 一次審査での審査項目について見直しを行い、財務データの比重を増加させることを提言したい。</p>	今年度募集した新砂複合施設の指定管理者の募集や白河高齢者在宅サービスセンターの民営化事業者の募集においては、財務状況の悪化している法人については公募条件の欠格条項により排除している。また区への貢献度については、評価項目から外すなど、評価項目の大幅な見直しを行ったところである。  高齢福祉課
指摘4	<p>○丙社会福祉法人に対する貸付金の回収可能性 (P67) 丙社会福祉法人(以下、丙社福という)に対する貸付金残高について、施設区分別に見ると次のとおりである。 丙社福は、区分経理により本部会計と施設会計別に、各々決算書を作成している。区からの借入金はまず本部会計で計上し、次に実際の使用資金額に応じて各施設単位の借入金に付け替えている。従って各施設会計の本部借入金合計金額は、本部会計で計上されている区からの借入金残高と一致するはずであるが、表Ⅲ-11で明らかな様に差額が発生している。 施設別決算書の本部借入金合計残高が、区からの貸付金残高(=本部会計借入金残高)より2000万円少ないのは、本部会計で同金額だけ資金が留保されていることを意味する。介護報酬の入金遅れに備えて設けられた区の貸付金であるから、このような余剰金は、速やかに区に返済するのが本来の姿である。 平成21年度に介護報酬の金額見直しが行われており、それにより丙社福の資金状況も好転していると思われる。区は毎年自動的に貸付金の実行と返済を繰り返すのではなく、丙社福の資金状況を正確に把握し、時に応じて早期の返済を要求することも必要である。</p>	<p>貸付金は、複数の民営化施設が時期的に集中するので、運転資金を確保し、施設運営が円滑に実施されるための運転資金である。この貸付金については協定により本部会計に繰り入れ民営化施設の運転資金とすることも認めているところであるが、本部会計における資金の利用目的を把握して適正な資金活用を指導し、目的外であれば返還を求めていく。 また、貸付金については、貸付開始後5年を経過することから、今後、法人の財務上を検証した上で、貸付金の返還計画の策定について法人と協議していく。</p> 高齢福祉課

## 平成21年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
指摘5	<p>○丁社会福祉法人に対する貸付金の返済 (P68)          丙社会福祉法人と同様、区の運営する高齢者施設の一部を丁社会福祉法人(以下、丁社福という)が運営することになり、介護報酬の入金が2か月後になるため、資金繰りを補助する目的で、介護等収入額の3か月相当の金額を貸付金として区が支出したものである。          丁社福の平成21年3月31日現在の貸借対照表を開覧すると、関連の医療法人に対して多額の前払金が計上されている。内容は、丁社福が派遣医師を長期間確保するため、医療業務委託料を複数年度分前払したものであるが、期間、金額ともに異常に大きく、通常では認められない内容のものである。          現地調査後、丁社福は東京都の指導により関連医療法人との医療業務委託契約を一旦解約、前払委託料については平成22年3月31日までに返済するとの覚書を取り交わした。区は関連医療法人から丁社福への返還の事実を確認するとともに、貸付金が目的外に使用されているのであれば、速やかに返還を求めなければならない。          いずれにしても、このような異常事項が発生しないためにも、区は特別養護老人ホーム等を運営する社会福祉法人については、常に経営状況について正確に把握しておく必要がある。</p>	<p>貸付金は、複数の民営化施設が時期的に集中するので、運転資金を確保し、施設運営が円滑に実施されるための運転資金である。調査の上、貸付金が目的外の使用が明らかになったときは、返還を求める。          また、法人の決算書等により財務状況の変化を注視しながら、貸付金については、貸付開始後5年を経過することから、今後、貸付金の返還計画の策定について法人と協議していく。</p>
意見30	<p>○金銭消費貸借契約書の作成 (P68)          貸付金は、区と社福との間で締結された「施設使用貸借及び運営に関する協定書」を根拠として貸し出されているが、金銭消費貸借契約書が作成されていない。収入印紙を貼付の上で正式に作成すべきである。          また、以下のとおり2年分重複して貸し付けられている期間が発生している。貸付と返済を同時にい、重複期間のないように改善すべきである。</p>	<p>区は、民営化に際して法人と締結した協定書に基づいて、毎年度、法人からの貸付金申請書が提出され、貸付を決定し支出しているところであるが、金銭消費貸借契約書の締結については、検討する。          また区の会計年度は年度毎に独立しており、貸付金の返済については、出納閉鎖期間内に返済するよう指導してきたことから、返済されるまでは貸付金が重複して支出されていた実態が生じていたが、今後は、重複期間が生じないよう努める。</p>
意見31	<p>○補助金の算定基準 (P69)          この算定基準では、給食委託業者に対する委託費を経営努力によって下げている法人は補助額が少なく、逆に委託費が高いほど補助額が大きくなる。当該補助事業は平成20年度限りであるが、今後同様な補助金制度を創設する場合には、経営努力も反映されるような配分方法の検討が求められる。</p>	<p>今後、同様な制度創設するに当たっては、経営努力が反映される仕組みの必要性も検討する。</p>
意見32	<p>○認知症高齢者グループホームの管理体制 (P71)          認知症高齢者グループホームの運営は、社会福祉法人のほか株式会社、NPO法人等にも認められており、社会的ニーズの高まりとともに、今後更に参加法人は増加するものと思われる。一方整備費補助金の交付は、原則として設置年度の1年間のみであり、事情がある場合に限り複数年度での実行が認められているに過ぎない。従ってその期間を過ぎると、区と認知症高齢者グループホーム運営母体との間での金銭的取引はなくなり、区が管理する機会も減少する。          特別養護老人ホームと比較すると、運営母体は小規模で財政的基盤も安定していない所が多いと想定される。従って、区は定期的に現地視察を実施したり、決算書を入手して財務内容を正確に分析したりして、管理面については引き続き関心を持っていかなければならぬ。</p>	<p>定期的な現地視察や決算書等の提供を求め、法人の施設運営及び財務状況を把握していく。</p>
意見33	<p>○在宅介護支援センター運営協議会未開催 (P73)          江東区在宅介護支援センター事業実施要綱第6条において、「江東区在宅介護支援センター運営協議会(以下、「運営協議会」という)を設置する。」とされているが、予算が計上されているにもかかわらず、平成17年度以降運営協議会が開催されていない。また、実施要綱に反して運営協議会を開催しないことについての承認が、いつ誰によってどのような理由で行われたのか、文書として残っていない。          現在、在支は「江東区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成21年度～平成23年度)」(以下、「3か年計画」という)において、包括に段階的に移行していくこととなっているが、すべての在支が移行する予定にはなっておらず、在支を今後どのように運用していくかは、次の3か年計画までに検討していくことである。          運営協議会は、在支の事業計画に關すること、事業実施上の諸問題に關すること等を協議する場として、実施要綱において設置が求められているが、在支が上記の通り過渡期にある中で、今後を見据えた議論をする場が必要と思われる。また、一時的に運営協議会を開催しないのであれば、そのような判断をしたことを文書として残しておくべきと考える。</p>	<p>平成18年に地域包括支援センターが設置され、在宅介護支援センターは区民に身近な相談窓口としての役割を担っている。          今後の当区高齢者福祉施策を展開する上で在宅介護支援センターと地域包括支援センターの果たすべき役割を再検討する時期がきており、検討結果を次期福祉計画に反映させていく考えである。また、在宅介護支援センター運営協議会については、今年度は3月の開催を予定している。</p>

## 平成21年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
意見34	<p>○委託料の算定について(P74)          上記の通り、3か年計画において在支は包括に段階的に移行する予定になっているが、平成20年度においては白河、東陽、大島、南砂の包括に在支が併設される形となっている。          包括に併設されている在支は、その職員が包括と兼務しており、予防プラン作成に多くの時間を割いている実態がある。それにもかかわらず、委託料は兼務の無い在支と同額となっている。本来であれば、包括の業務については、地域包括支援センター運営事業として委託料を算定すべきであり、委託料の総額では変わらないとしても、事業そのものにどれだけの予算を費やしているかを把握することが必要と思われる。事業で区分して把握する必要がないのであれば、そもそも両者を併設して組織、業務を区分する必要は無いと思われ、早急に組織を一本化すべきと考える。          また、在支の委託料の算出根拠は資料として残っているが、人件費を算出する際の基となる1人当たり人件費の根拠について、明確な資料が無かった。すべての在支が一律の仕様で運営され同額の委託料である必要は無く、業務量に応じた人員配置を行うとともに、委託料算出のための1人当たり人件費の根拠を明確にし、それらをベースとして適正な委託料を算出していく必要があると考える。          今後業務量に応じた人員配置を考える上で、在支を区がどのように位置づけ運営していくかが非常に重要である。包括が増設されていく中で、区は20か所の在支すべてを包括に移行していくことは想定していない。よって、包括に移行しない在支をこのまま存続させるのか、存続させるとしたらどのように位置づけ、包括と業務分担をしていくかを早急に検討する必要がある。ここを明確にせず現状のまま包括を増設するならば、在支の委託料は変わらず両者の委託料の総額は増加する一方である。できるだけ早くその方向性を定め、在支を単独で存続させのであれば業務を明確にしそれに応じた人員配置を行い、委託料を設定していく必要があると考える。</p>	<p>在宅介護支援センターは、区内に20か所設置されており、今後、高齢者の増加に伴いより相談機能の強化が求められる。一方、地域包括支援センターは、平成21年度から3か年で倍増の8箇所を整備する計画である。区民に対しより機動的で、専門性を有した機能強化を図る観点から在宅介護支援センターと地域包括支援センターの今後の在り方を検討する時期を迎えており認識している。課内に検討組織を立ち上げ、本区のあるべき地域包括支援センターと在宅介護支援センターのあり方、地域包括支援センターの委託料と共に、在宅介護支援センターの委託料についても調査、検討する。</p>
意見35	<p>○枝川高齢者在宅サービスセンターの運営(P75)          高齢者在宅サービスセンターにおける通所介護に係る委託料は、区が歳入する介護報酬と同額であり、区営ではあるが収支上は民営化されたのと同様ですべての事業収支負担は委託された民間事業者が負っている。よって、施設修繕の経費を除き、区における財務上の負担は全く無く、設置者としての責任のみを負っている。          民間事業者の収支を見ると枝川高齢者在宅サービスセンターは、平成20年度において92万円の赤字であるが、17年度以降赤字幅は縮小している。現地においてヒアリングしたところ、現在通所介護の定員に對しほぼ満員で受け入れているが、それでも収支はほぼゼロで運営するのが精一杯であり、カーペット代など小規模の修繕費用を出す余裕がない状況のことであった。          この点について職員数が同規模の白河高齢者在宅サービスセンターと比較すると、費用についてはそれ程差はないが、介護保険収入については枝川のほうが1200万円近く下回っている。その原因としては、利用者の定員に差があること、認知症介護サービスを枝川では行っていないことなどが考えられる。          現地視察、ヒアリングを行った限りにおいては、民間の通所施設が少ない地域であり、枝川高齢者在宅サービスセンターでの受け入れはこれ以上できないことから、他区の通所施設を利用してもらっている状況である。利用者の利便性に応えるためにも、食堂などのスペースの有効利用による定員増についても検討の余地があるのではないかと考える。</p>	<p>施設の活用方法については、利用者のサービス向上、指定管理者の収支の改善の観点から事業者と協議し、可能な改善を図っていくが、大規模な工事については、大規模改修の際に検討する。</p>
意見36	<p>○白河高齢者在宅サービスセンターの運営(P76)          白河高齢者在宅サービスセンターにおける民間事業者の収支は、平成17年度が開設初年度であったこともあり、開設以来多額の赤字を計上していたが、利用者の増加などにより平成20年度は黒字に転じている。          しかし、施設は区が平成17年の開設時に設置したものであるため、不要な備品等も購入されており、開設当初から使用されていない備品等が多く保管されていた。          また、白河は介護予防のためのマシンを設置しており、区から委託されている「介護予防元気いきいき事業」は非常に利用者が多いとのことであったが、その一方で要介護の方がリハビリを行うためのスペースが少なく、要介護者の通所施設としての機能よりも、介護予防施設の機能を重視した造りとなっている。これ自体は、予防重視の流れからすれば問題ないのであろうが、現場では要介護の方のリハビリに不便を感じており、手すりや間仕切り等改善が必要と考えている。この他にも、看板、風呂等現場は様々な不便を感じており、看板については、利用者が施設の場所がわからず帰ってしまうケースもあったとのことであり、実際に非常にわかりづらいものとなっていた。設置者の責任として民間事業者と十分協議し、利用者の利便性、安全性向上のために必要な事項については改善していく必要がある。          なお、白河高齢者在宅サービスセンターは平成22年4月より民営化される予定となっている。</p>	<p>白河高齢者サービスセンターは、平成17年度の開設であり、特に介護予防施設の機能を重視するとの考え方に基づいて整備された施設ではなく、経年による利用者の状態の変化や、図面上では想定できなかった実際の使い勝手の面から、安全で快適な室内環境が求められているものと思われる。当該施設は、平成22年度から民営化を予定していることから、民営化にあたって締結する協定の中で定める区と事業者の施設改修の役割分担に基づいて、利用者や事業者にとってより使い易く安全な改善を図っていく。</p>

## 平成21年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
意見37	<p>○委託料の算定について (P78)          包括の委託料の算出根拠の資料を入手したが、人件費を算出する際の基となる1人当たり人件費の根拠について、明確な資料が無かった。また、算定根拠を見る限り、委託料ありきの計算ではないかと疑われても仕方のない資料しか残っていないなかった。          3か年計画において、包括は23年度までに8か所とする計画であり、在支は包括に段階的に移行していくこととなつてゐる。しかし、14在宅介護支援センター運営事業において述べたとおり、包括が併設されない在支を今後どのようにしていくかはまだ決まっていない。          在支が現状のまま設置され、包括と在支が併設される形で8か所まで増えていけば、委託料は増え続けることとなり財政負担は増していく。財政負担をできるだけ抑えるためにも、今後委託料の算定をどのように行うかは非常に重要であると考えられる。          委託料の大部分を占めるのは人件費であり、各包括の職員の人員配置については在支が併存している現在、在支との役割分担を明確にした上で、適正な人員配置を十分に検討する必要がある。また、包括が増設されれば、分担区域の変更も行われることから、区割り変更による適正な人員配置の変動も考慮すべきであろう。委託料算定のために使用する1人当たり人件費の根拠を明確にすることは当然であるが、民間事業者の収支も毎期勘案し、現在の一律の委託料ありきではなく、個々の包括の状況に応じた金額を見積り委託料を設定していく必要がある。</p>	<p>地域包括支援センターは、平成18年度から新たに創設された事業であり、運営に係る人件費や事業費の算定についても、実際に事業運営してみなければ分からないという状況であったため、各センターに対して定額の委託料を設定しているところである。課内に検討組織を立ち上げ、本区のあるべき地域包括支援センターと在宅介護支援センターのあり方、在宅介護支援センターの委託料と共に、地域包括支援センターの人的配置や適切な委託料についても調査、検討する。</p>
意見38	<p>○地域包括支援センター新設スケジュールについて (P78)          平成21年10月1日付で包括があじさいに設置された。区は10月1日付の設置を7月28日に決定したが、南砂の包括から移管される約350件の契約書及び重要事項説明書の作成には、東京都が発行する事業者番号が必要となる。東京都から事業者番号の連絡がきたのが9月25日だったため、移管作業を6日間で行わなければならない事態になつた。          区は、今後包括を新設するスケジュールを策定する際、東京都が事業者番号を通知する予定日を起点として、移管作業に必要な日数を確保できるように配慮することが望まれる。また、隔離された相談室の設置費用など、包括の新設に必要な費用については、高齢者保健福祉計画や新設予定場所の状況などから判断し、あらかじめ十分な予算を計上するこことが望まれる。</p>	<p>平成21年度に新たに増設した地域包括支援センターについては、人材の確保及び施設改修などの協議に予定外の時間を要したため、限られた期間での移管作業を余儀なくされたところである。今後の増設においては、今回の経験を生かし、混乱を招かないよう円滑な整備に努める。</p>
意見39	<p>○「介護予防元気いきいき事業」委託料の縮減 (P80)          「介護予防元気いきいき事業」の委託料の算定根拠は、年間480回の実施が前提で、1回当たり単価を25,000円とし1,200万円としているが、実施の状況等から勘案し委託料の設定に問題があると思われる。          実際の実施回数を見てみると、最も多い施設でも382回であり最も少ない施設では70回となっている。実施回数が少ない施設は、年間の平均利用登録者数が低いので年度終了後返還金額が発生しているが、最低でも840万円が委託料として支払われている。          また、1回当たり単価25,000円の根拠が明確ではなく、何に基づいて設定しているのか納得できる説明が無かった。          今後、高齢者の増加が見込まれる中で、要支援・要介護となる高齢者の人数をできるだけ抑えていくという予防事業の重要性は理解できるが、利用者がまだ少ない現状においては、その規模に応じた予算で事業を行っていくべきである。現実的な実施回数を根拠とし、1回当たり単価については明確な根拠を基に設定して委託料を算定すべきと考える。また、現状では事業を積極的に行わなくてはある程度の委託料が発生する契約となっており、かえって不公平な扱いとなつてゐる。今後はより実績に応じた委託料の設定が必要と思われる。</p>	<p>介護予防は、今後の高齢者福祉を考える上で重要な観点であり、引き続き充実させるべき事業であると考えている。当該事業については、平成18年度から新たにスタートしており、現在まで事業の推進を図ってきたが、当初見込んだ利用者数には至っていないところである。原因として、特定高齢者の選定基礎となる健康診査受診から事業勧誘までのタイムラグなどが考えられているが、地域包括支援センターへの迅速な情報提供を行うと共に、事業のPRを積極的に行い、更なる利用者の増加を図っていく。          また、委託料については、経費実績、他区の算出方法及び金額等を調査し、適切な金額となる委託料の設定を検討していく。</p>

高齢福祉課

高齢福祉課

高齢福祉課

## 平成21年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
意見40	<p>○通所型介護予防事業の効率的運営 (P81)</p> <p>平成18年度の介護予防事業開始当初は、どのくらいの特定高齢者が利用するかもわからず、「介護予防元気いきいき事業」を高齢者在宅サービスセンターに一律に委託したと思われる。事業開始から3年が経過し実績も把握できている現在、特定高齢者を対象とした通所型介護予防事業の実施方法、実施場所を再考し、より効率的な運営を検討する必要があると考える。</p> <p>平成20年度において、特定高齢者を対象とした通所型介護予防事業は、17か所の高齢者在宅サービスセンターにおける「介護予防元気いきいき事業」の他に、7か所の福祉会館で「福祉会館介護予防グループ活動事業」が実施され、平成21年度からは3か所の老人福祉センターにおいて「介護予防体力アップ事業」が開始された。</p> <p>「介護予防元気いきいき事業」は通所型介護予防事業費の中で大きな予算を占めているが、平成20年度の特定高齢者として判定された4,375名のうち、年間利用者は581名に留まり、その実施状況もそれぞれの高齢者在宅サービスセンターにおいて大きく異なっている。現地において、実施状況等ヒアリングを行ったが、それぞれの高齢者在宅サービスセンターによってその状況は様々である。予防のためのマシンを備え多くの特定高齢者が利用している施設や、マシンは無いが高齢者が多い地域であるため利用者が集まっている施設がある。一方で、要介護の方たちと同じリハビリ施設を使用するので時間的な制約があり、元気な特定高齢者が参加する雰囲気に無いなどの理由でなかなか利用が進まない施設や、立地面で区境にあるため利用者を集めると苦労している施設もあった。</p> <p>そもそも特定高齢者を集めることが難しい場所で、多くの予算を使って実施することは非効率的であり、福祉会館、老人福祉センターを含め、通所型介護予防事業をどこで、どのように行うことが特定高齢者に最も利用してもらえるのか、知恵を出し合い工夫していくことが必要と考える。</p> <p>また、「地域支援事業費」という予算があるから使うという考え方ではなく、予算をより有効に活用するという考えに立ち検討すべきであると考える。政府の行政刷新会議の事業仕分けにおいて、介護予防事業は予算縮減という判定が出されており、今後もこれまでと同様に予算が確保されるかは不透明である。よってより一層効率的な事業運営を行い予算縮減に努めていく必要がある。</p>	<p>高齢者の急激な増加を踏まえると、介護予防は、今後の重要な区の取り組みである。現在は利用者の利便性を考慮し、様々な施設で各種介護予防事業を受けられる体制を整備しているところである。</p> <p>事業実績が蓄積され、受け入れ施設が有する課題、利用者のニーズ等が明らかになってきており、他自治体での先進事例も見受けられるようになったことから、今後は、国の動向も踏まながら、利用者の利便性を保持しつつ、より一層事業参加しやすい環境を整備していくと共に、類似事業の整理など効率的な事業運営を検討していく。</p>
意見41	<p>○高齢者家族介護教室事業の効率的運営 (P82)</p> <p>平成20年度において、高齢者家族介護教室は高齢者在宅サービスセンター等で計216回開催され、1,031人が参加しているが、参加者がゼロもしくは参加者が非常に少ない回が多く、またそれぞれの高齢者在宅サービスセンター等によって参加人数に差が出ている。</p> <p>現在、18か所の高齢者在宅サービスセンター等に事業委託されているが、実施回数は適切か、テーマは適切か、参加者が少ない場所が実施場所として適しているのかについて検討する必要がある。テーマについては、開催実績を見るとテーマによって参加人数に差があると思われ、より参加対象者が関心のあるテーマに絞って開催することも考えられる。実施場所については、高齢者在宅サービスセンター等に限らず、文化センター、福祉会館、老人福祉センターなども含め、どこで行うことが多くの方に利用してもらえるか検討し、より効率的に実施すべきと考える。</p> <p>なお、平成21年度は開催回数をこれまでの各月1回から2か月に1回にするとともに、外部講師の導入、介護者の交流を図る教室の実施など委託内容の変更を行っている。</p>	<p>高齢福祉課</p> <p>当該事業について、実施場所やテーマにより参加人数の差が出ており、平成21年度は教室内容を見直し、外部講師の招致、家族介護者の交流の実施、実施回数の見直しを行ったところである。こうした見直しの結果を踏まえ、事業連絡会などを通じて、過去盛況であったテーマについて情報提供するなど事業の活性化を図るとともに、より参加者を増やすことができる実施場所の設定等についても合わせて検討していく。</p>
意見42	<p>○区の指導・監督体制について (P84)</p> <p>区の事業者指導担当は、介護保険課の組織として位置づけられており、実質的には介護保険給付に特化して指導を行っている。従って、高齢者福祉施設の運営全般や、運営法人の経営状態などに踏み込んだ指導は行っていない。例えば地域包括支援センターを実地指導する場合、指導する範囲は介護保険の対象となるプラン作成のみとなり、本来的な窓口業務全般や運営法人の財務状況などは指導対象外となっている。また、特別養護老人ホームについては、都が指定権者として財務状況等の指導を行っているため、区として積極的な指導は行っていない。</p> <p>しかし、施設の運営全般や運営法人の経営状態に問題が生じると、不利益を被るのは施設を利用している区民である。現在積極的に整備が進んでいる認知症グループホームなどは、運営法人が小規模で経営基盤が弱いケースも多い。区は運営法人の決算書等を取り寄せてはいるが、全ての運営法人から取り寄せているわけではなく、かつ財務分析は行っていない。</p> <p>区は地域密着型サービスの指定決定権者であり、高齢者福祉全体の観点から、施設の運営全般や運営法人の経営状態についても指導・監督できる体制を検討すべきではないか。特に運営法人の経営状態は適時に把握し、必要に応じて専門家による分析等も利用する必要があると考える。</p> <p>なお要綱によると、指導・監督を行う対象の選定においては、利用者、他の区市町村及び東京都からの情報のほか、東京都国民健康保険団体連合会の介護給付費適正化システム（連合会が保有する医療保険データと区が行う介護保険給付データを突合することにより疑義のある介護保険給付請求を発見するシステム）を活用することとなっている。区の事業者指導担当は、指導・監督を行う事業者の状況把握等に介護給付費適正化システムを活用していたが、対象の選定には活用していないかった。介護給付費適正化システムには事業者を複数の切り口で分布表示する機能があり、容易に異常値を示した事業者の内容をチェックすることができるため、積極的な活用が望まれる。</p>	<p>高齢福祉課</p> <p>介護施設の指導については、介護保険課が介護保険法に基づき施設の人員基準や給付管理を中心に指導を実施している。一方、施設運営における財務状況の把握については、高齢者福祉課が施設整備補助を行う場合や地域密着型サービスの指定を行う場合に調査を行ってきた。こうした状況から現在は意見にあるとおりすべての運営法人から財務状況を把握できる資料を取り寄せていない。財務状況が悪化して経営困難となる場合には、サービス提供が滞らぬよう法人自体が引継ぎの法人を探す義務はあるが、区としても区民が安心してサービスの提供が受けられるよう財務状況を把握することは重要であると考える。このため、今後は高齢福祉課と介護保険課が連携し各法人から財務状況の分かる資料を取り寄せてはいるが、取り寄せた資料をもとに両課が協力して指導に当たれる体制を確立していく。また、東京都国民健康保険団体の介護給付費適正化システムの活用については、活用の仕方が十分でなかった点もあり積極的な活用に努めていきたい。</p>